平成２３年（フ）第１０２号
千葉県長生郡睦沢町妙楽寺2029番地
債務者　海老根年貴
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
千葉県夷隅郡大多喜町黒原195番地６　黒原団地４号
債務者　田中　芳枝
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４６７号
静岡県伊東市玖須美元和田702番地の75　北條ハイツＡ201号、前住所静岡県伊東市川奈1255番地の381
債務者　山本　大地
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
静岡県伊東市岡1292番地の28　赤坂住宅１号棟302号
債務者　廣田　昌代
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
愛知県一宮市大志２丁目３番15号　グランハイツ大志201号、申立時の住所愛知県一宮市中町２丁目６番16―401号藤和シティコープ一宮南
債務者　久保　正昭
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３号
京都府舞鶴市字小倉280番地12
債務者　今井　君江
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１０７４号
堺市北区東浅香山町１丁330番地５
債務者　コーワこと　江原　　晃
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３５９号
堺市北区百舌鳥本町３丁２番地４
債務者　竹内　利光
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８１号
堺市堺区甲斐町東３丁１番13―903号、前住所堺市堺区南庄町２丁１番27―101号
債務者　拝﨑紀代美
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８５号
大阪府松原市新堂３丁目293番地　Ｂ棟101号
債務者　田内　令子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０１号
堺市南区茶山台２丁８番４―204号
債務者　村上　節子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０８号
堺市南区新檜尾台３丁２番５―101号
債務者　平井　絹子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１９号
大阪府富田林市寿町２丁目４番24号　102
債務者　大門　昌代
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２７号
大阪府富田林市津々山台３丁目８番６号
債務者　宮本　昌子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６３号
堺市南区原山台５丁３番１―606号
債務者　田中　雅紀
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
香川県高松市牟礼町牟礼281番地６　グリーンピアハイツＣ―102号室
債務者　谷東　茂輝（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５２２号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目２番15―302号
債務者　杉山　洋太
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
岩手県岩手郡雫石町丸谷地30番地44、旧住所埼玉県朝霞市岡１丁目10番20号
債務者　野中　雅也
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部